

秋田県建設工事入札参加資格審査 (令和9・10年度適用)

申請の手引

令和8年7月

秋田県建設部建設政策課

目 次

第 1 章	建設工事入札参加資格審査	
第 1	入札参加資格審査制度	1
第 2	申請工種、等級格付及び建設業許可の関係	2
第 3	審査項目と審査基準等	4
第 4	審査申請手続	9
第 5	その他	13
第 2 章	入札参加資格審査申請書の記載要領	14
第 3 章	建設工事入札参加資格審査申請書【別表】について	26
(参考)	建設工事入札参加資格審査様式集	29

【巻末資料】

- ・令和 9・10 年度適用建設工事入札参加資格審査における発注者別評価事項「地域貢献活動の実施状況」の考え方
- ・入札参加資格審査において解体工事を申請する際の留意事項について

第 1 章 建設工事入札参加資格審査

第 1 入札参加資格審査制度

秋田県が発注する建設工事の競争入札に参加しようとする者は、秋田県が定める入札参加資格（格付）を取得しなければなりません。

1 入札参加資格の認定は、客観的評価事項及び発注者別評価事項について審査し、一定基準以上の者を申請工種ごとに等級格付することにより行います。

2 次の項目のいずれかに該当する者は、入札参加資格を取得できません。

- (1) 申請日において、**格付工種ごとに必要とする建設業の許可**を取得していない者
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
- (3) 申請する**格付工種が必要とする許可業種の経営事項審査（令和 7 年 10 月から令和 8 年 9 月までの審査基準日に係るもの）**の総合評定値の通知を受けていない者
- (4) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者

3 入札参加資格の有効期間は、建設業者等級格付名簿に登載の日から、次の定期の審査に基づく名簿登載の日の前日まで、原則として 2 年間です。ただし、中間年に認定された者は、残りの 1 年間限りです。

定期年審査で有効な入札参加資格を取得した工種は、中間年審査において再度申請することはできません。

なお、入札参加資格の有効期間内であっても、経営事項審査の有効期限（審査基準日から 1 年 7 ヶ月）が経過している場合は、公共工事を直接請け負うことができませんので注意してください。

4 入札参加資格審査の申請を取り下げるときは、書面によらなければなりません。

5 入札参加資格を認定された者のうち、次の事項のいずれかに該当する者は、入札参加資格の取り消し等を行います。

- (1) 建設業の許可を失った者
- (2) 上記 2 (4) に該当した者
- (3) 格付の取り消しの申し出があった者
- (4) 虚偽の申請等を行った者及びこれに協力した者
- (5) 資格審査に影響を及ぼす重要な事項について、申請書（添付書類を含む。）に事実と異なる内容を記載し、又は記載すべき事実を記載しなかった者

- 6 入札参加資格を認定された者で、有効期間内に組織変更等があったときは、一定の要件を満たす場合、申請により等級格付を継承することができます。

第2 申請工種、等級格付及び建設業許可の関係

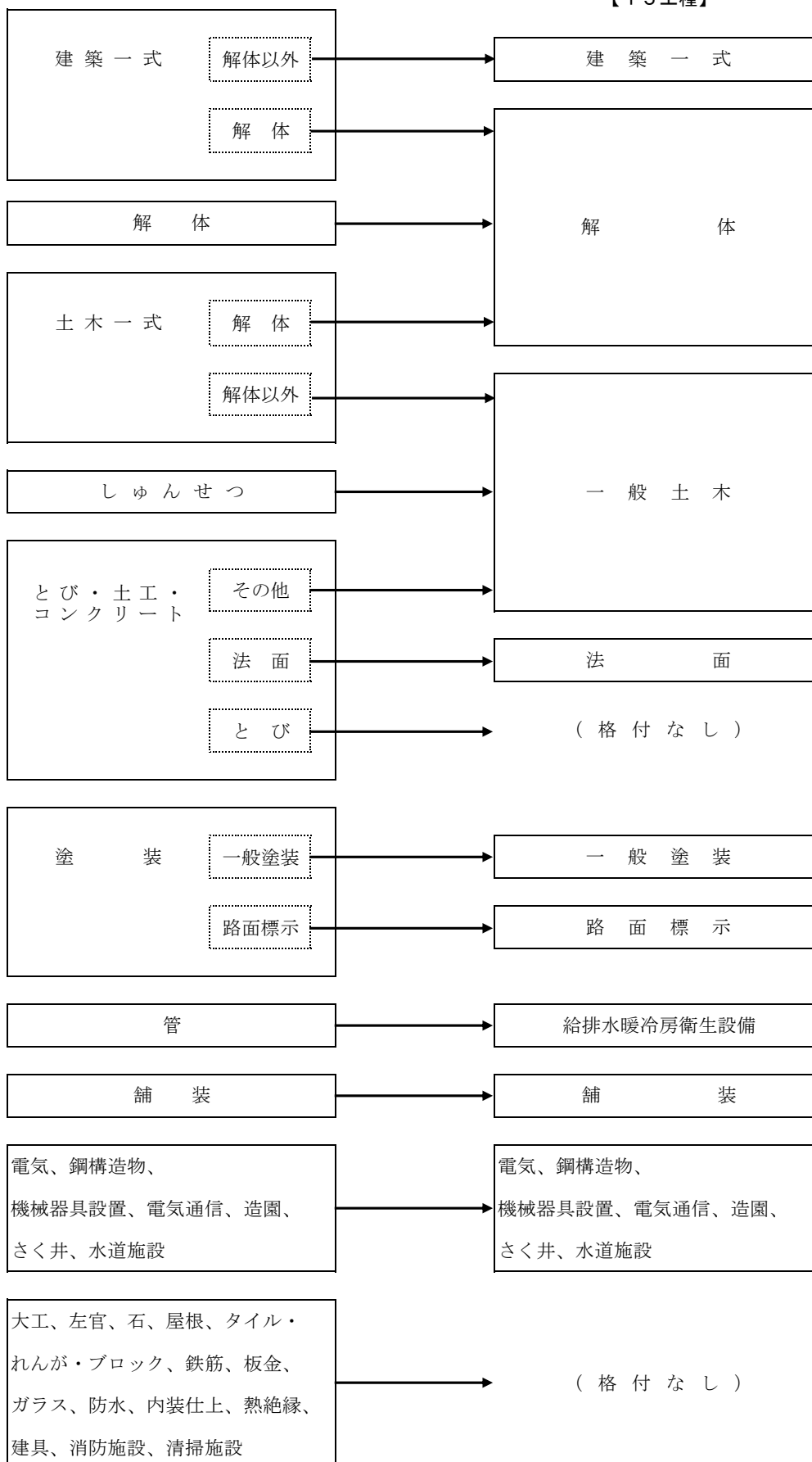
秋田県が募集する工種は、次の15工種です。

申 請 工 種	建 設 業 の 許 可	格 付 上 の 工 事 内 容
一般土木工事	土木工事業、とび・土工工事業又はしゅんせつ工事業	土木一式工事（土木工作物を解体する工事を除く。）、しゅんせつ工事及びとび・土工・コンクリート工事（とび工事及び法面工事を除く。）
法面工事	とび・土工工事業	とび・土工・コンクリート工事（法面工事に限る。）
建築一式工事	建築工事業	建築一式工事（建築物を解体する工事を除く。）
電気工事	電気工事業	建設業法＝経営事項審査の工種に同じ
給排水暖冷房衛生設備工事	管工事業	〃
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	〃
舗装工事	舗装工事業	〃
一般塗装工事	塗装工事業	塗装工事（路面標示工事を除く。）
路面標示工事	塗装工事業	塗装工事（路面標示工事に限る。）
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	建設業法＝経営事項審査の工種に同じ
電気通信工事	電気通信工事業	〃
造園工事	造園工事業	〃
さく井工事	さく井工事業	〃
水道施設工事	水道施設工事業	〃
解体工事	土木工事業、建築工事業又は解体工事業	土木一式工事（土木工作物を解体する工事に限る。）、建築一式工事（建築物を解体する工事に限る。）及び解体工事

建設業許可業種と県への格付申請工種の関係

建設業許可業種（建設工事の種類）

県への格付申請工種
【15工種】



第3 審査項目と審査基準等

1 審査基準日

経費事項審査の審査基準日と同一です。

2 工種別等級格付

等級格付は、15工種について、それぞれ次のとおりの等級区分で行います。

工 種	等 級 区 分				
一般土木工事	A	B	C		
法面工事	A				
建築一式工事	A			B	C
電気工事	A			B	
給排水暖冷房衛生設備工事	A			B	
鋼構造物工事	A			B	
舗装工事	A			B	
一般塗装工事	A			B	
路面標示工事	A				
機械器具設置工事	A				
電気通信工事	A				
造園工事	A	B			
さく井工事	A				
水道施設工事	A				
解体工事	A				

3 格付要件

(1) 有資格技術者の保有状況

一般土木工事等11工種については、審査基準日現在で、6か月を超える恒常的な雇用関係がある技術職員の人数が8ページの表に定める有資格技術者の保有基準を満たしている必要があります。

(2) 元請での施工実績

一般土木工事、建築一式工事及び舗装工事において、各等級に格付されるためには、それぞれ次に定める金額（税抜）以上の元請工事の施工実績を必要とします。ただし、一般土木工事及び建築一式工事における元請工事の施工実績には、総合的な企画、指導、調整を伴って土木工作物又は建築物を解体した工事は含まれません。

工 種	等 級	最高元請負額	工 種	等 級	最高元請負額
一般土木工事	A 級	35,000千円	舗装工事	A 級	15,000千円
建築一式工事	B 級	10,000千円		B 級	5,000千円
	C 級	要件なし			

(3) 完成工事高

申請工種における年間平均完成工事高が1,000万円以上である必要があります。

一般土木工事 A 級及び建築一式工事 A 級に格付されるためには、審査基準日現在で、自己資本額が 2,000 万円以上である必要があります。

県税（地方消費税を含む。）に滞納がないことが求められます。

社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入義務がある事業所は、審査基準日において、社会保険等に加入する必要があります。

入札参加資格の認定は、客観的評価事項及び発注者別評価事項について、それぞれ次に掲げる項目を審査し、その合計点数が、一定の基準点（格付基準点）以上の者を申請工種ごとに等級格付することにより行います。

①経営規模（工事種類別年間平均完成工事高）・・・	経営事項審査の完成工事高に準ずる
〃（自己資本額等）・・・	経営事項審査の結果を採用
②経営状況	・・・経営状況分析の結果を採用
③技術力	・・・経営事項審査の結果を採用
④その他の審査項目（社会性等）	・・・経営事項審査の結果を採用

審 査 項 目	審 査 内 容
工 事 成 績	・ 県発注工事の工事成績に応じて加点又は減点します。 ・ 成績不良により指名を差し控えられた者は減点します。 ・ 優良工事表彰及び優良工事地域振興局長表彰を受けた者は、当該受賞状況に応じて加点します。
指名停止の状況	・ 指名停止措置を受けた者は、当該指名停止期間に応じて減点します。
営 業 内 容	・ 格付のない者が建設業法に基づく監督処分を受けた場合、又は格付を有していた者が虚偽の申請があったこと等を理由に格付を取り消された場合は減点します。
有資格技術職員の 保有人数	・ <u>審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係にある</u> 1 級及び 2 級の技術者の保有人数に応じて加点します。
社会的要請への 対応	・ 賃金水準の引き上げの状況に応じて加点します。 ・ 障害者の雇用状況及び保護観察対象者等の雇用状況に応じて加点します。 ・ 秋田県SDGs パートナー登録又は健康経営優良法人認定を受けている者は加点します。 ・ g B i z I Dプライムのアカウントを取得している者は加点します。
地域貢献活動の実施	・ 地域貢献活動を行った者は加点します。
人材の確保・育成	・ 男女共同参画への取組状況に応じて加点します。 ・ 若年者又は女性を常時雇用の者として採用し、かつ、継続雇用した者は加点します。 ・ 完全週休2日制により4週8休を達成している者は加点します。

発注者別評価点は、次に掲げる各発注者別評価事項に係る係数を客観点（経営事項審査の総合評定値）に乗ずるなどして算出した合計点とします。

発注者別評価事項	係数等
1. 県発注工事の成績	
①平均値との差による加減（令和7年度施工分）	+10%～-10%
②成績不良による指名差し控え（1年に2回以上努力要請を受け、令和7年度又は令和8年度に指名を差し控えられた者）	- 5%
③優良工事表彰（第46回（令和6年度施工）又は第47回（令和7年度施工））の受賞者	+ 3%
④優良工事表彰2年連続（第45回（令和5年度施工）から第47回（令和7年度施工）までにおいて2年連続）の受賞者	+ 6%
⑤優良工事地域振興局長表彰（令和6年度又は令和7年度の施工）の受賞者	+ 2%
⑥優良工事地域振興局長表彰2年連続（令和5年度から令和7年度までの施工において2年連続）の受賞者	+ 4%
2. 指名停止の状況（令和7年度又は令和8年度に措置を受けた者）	
①3か月未満	- 5%
②3か月以上5か月未満	- 10%
③5か月以上9か月未満	- 15%
④9か月以上	- 20%
3. 営業内容（格付なし業者で建設業法に基づく監督処分を受けた者又は格付を取り消された者）	- 10%
4. 技術者の保有状況（1級又は2級の技術者の数）	
①1級技術者	1名につき+2点
②2級技術者	1名につき+1点
5. 社会的要請への対応状況	
賃金水準を引き上げた者	
令和6年と令和7年又は令和7年と令和8年の一人当たり給与等支払額を比較した増加率	0.75%以上3.0%未満 +2% 3.0%以上 +3%
令和8年の一人当たり給与等支払額	全国平均超 + 3%
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者を雇用している者	1名の場合 + 5点 2名以上の場合+10点
協力雇用主として秋田保護観察所に登録し、保護観察対象者等を雇用している者	1名の場合 + 5点 2名以上の場合+10点
秋田県SDGsパートナー登録又は健康経営優良法人認定を受けた者	SDGs + 5点 健康経営 + 5点
gBizIDプライムのアカウントを取得している者	+10点
6. 地域貢献活動（災害対応活動、除雪活動又はクリーンアップ活動等）を行った者	各項目につき+3点 （上限9点）
7. 人材の確保・育成の状況	
①男女共同参画職場づくり事業（男女共同参画推進課）において加点対象者と認定された者	
ア 次世代育成支援対策推進法の規定に基づく一般事業主行動計画を厚生労働大臣へ届出した者	+ 5点
イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の規定に基づく一般事業主行動計画を厚生労働大臣へ届出した者	+ 5点
ウ 女性の登用、育休実績、仕事と家庭の両立又は職場環境に関する事項のうち、2以上の事項に該当する者	+10点
②若年者（採用時31歳未満）又は女性を常時雇用として採用し、かつ、継続雇用している者（県内在住者に限る。）	1名の場合 +25点 2名以上の場合+40点
③完全週休2日制により4週8休を達成している者	+10点

(4) 客観的評価事項及び発注者別評価事項で用いる経営事項審査の結果について

令和7年10月から令和8年9月までの審査基準日に係るもので、かつ有効な最新の経営事項審査の結果とします。

したがって、改正前の基準で経営事項審査の結果通知を受けた者が、建設業法施行規則第20条第2項に基づく再審査を受けた場合は、再審査の結果を採用することとなります。

なお、再審査については建設政策課ホームページ「経営事項審査の制度改正（令和8年7月改正）について」をご参照ください。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10510>

有 資 格 技 術 者 の 保 有 基 準

※（ ）内はうち1級の人数

工 種	有 資 格 技 術 者	等級	令和9・10年度適用
一般土木	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士（土木） 1級建設機械施工管理技士 2級建設機械施工管理技士（第1～6種）	A	10名（4名）以上
		B	5名（1名）以上
		C	3名 以上
法 面	のり面施工管理技術者	A	1名 以上
建築一式	1級建築士 2級建築士 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士（建築）	A	10名（4名）以上
		B	5名（1名）以上
		C	3名 以上
電 気	1級電気工事施工管理技士 2級電気工事施工管理技士 電気主任技術者 ※1 電気工事士	A	6名（2名）以上
		B	3名 以上
給排水	1級管工事施工管理技士 2級管工事施工管理技士	A	6名（2名）以上
		B	3名 以上
鋼構造物	1級土木施工管理技士 1級建築士 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士（躯体）	A	4名（2名）以上
		B	3名 以上
舗 装	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士（土木） 1級建設機械施工管理技士 2級建設機械施工管理技士（第1～6種） 1級舗装施工管理技術者 ※2 2級舗装施工管理技術者 ※2	A	10名以上 （1級土木と1級建設機械の合計が4名以上） （舗装2名以上（1級1名以上））
		B	5名以上 （1級土木と1級建設機械のいずれかが1名以上） （舗装1名以上）
一般塗装	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装） 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士（仕上げ） 1級塗装技能士（建築塗装又は鋼橋塗装） ※1 2級塗装技能士（建築塗装又は鋼橋塗装）	A	5名（2名）以上
		B	3名 以上
路面標示	路面標示施工技能士	A	2名 以上
造 園	1級造園施工管理技士 2級造園施工管理技士	A	5名（2名）以上
		B	3名 以上
解 体	1級土木施工管理技士 ※3 2級土木施工管理技士（土木） ※3 1級建築施工管理技士 ※3 2級建築施工管理技士（建築） ※3 2級建築施工管理技士（躯体） ※3 解体工事施工技士 ※4	A	3名以上 （解体工事施工技士2名以上）

各工種ごとに建設業法で規定する建設業の種類別技術者資格要件に合致する技術士は1級扱いとする。

※1 電気主任技術者及び1級塗装技能士（建築塗装又は鋼橋塗装）は1級扱いとする。

※2 うち数の技術者数を計算する場合、同一人が土木施工管理技士又は建設機械施工管理技士と舗装施工管理技術者の資格を有するときは、重複計算して構わない。

※3 平成27年度までに実施された技術検定の合格者については、登録解体工事講習の修了者又は合格後解体工事に関し1年以上の実務経験がある者に限る。

※4 うち数の技術者数を計算する場合、同一人が解体工事施工技士と他の資格を有するときは、重複計算して構わない。

第4 審査申請手続

1 受付期間

(1) 知事許可業者

① 経営事項審査を面談申請する場合

受付は、**経営事項審査の申請と同時に**行います。

なお、やむを得ない事情により経営事項審査と同時に申請できない場合は、後日、申請することも可能ですが、**最終の提出期限は令和9年1月29日（金）**とします（**その翌日以降の提出は受け付けできません。**）。

② 経営事項審査を電子申請する場合

令和8年11月2日（月）～令和9年1月29日（金）

※受付は、原則、経営事項審査の結果通知を受領した後となります。

(2) 大臣許可業者

令和8年11月2日（月）～令和9年1月29日（金）

※受付は、原則、経営事項審査の結果通知を受領した後となります。

2 受付場所

(1) 知事許可業者

① 経営事項審査を面談申請する場合 主たる営業所の所在地を所管する地域振興局総務企画部
総務経理課総務経理チーム又は工事契約チーム（持参）

② 経営事項審査を電子申請する場合 建設政策課建設業チーム（電子申請）

(2) 大臣許可業者 建設政策課建設業チーム（電子申請）

3 面談審査

(1) 知事許可業者

① 経営事項審査を面談申請する場合 原則、経営事項審査の面談と併せて行います。

② 経営事項審査を電子申請する場合 原則、面談審査は行いません。

(2) 大臣許可業者 原則、面談審査は行いません。

4 申請書類

必要な書類の様式は、建設政策課ホームページからダウンロードしてください。

URL: <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/93591>

5 提出書類

(1) 経営事項審査を面談申請する知事許可業者の場合

経営事項審査申請に必要な書類のほか、次の書類（写し可）を提出してください。

提出書類	提出時期
建設工事入札参加 資格審査申請書	経営事項審査の申請書と同時に提出 ※代表者印の押印は不要。
技術職員名簿 (秋田県指定様式)	経営事項審査の申請書と同時に提出
建設工事入札参加 資格審査申請書 【別表】 (該当する場合)	次の評価事項を申請する場合は、令和8年11月2日（月）から令和9年1月29日（金）までに建設政策課に提出（電子申請） ・賃金水準の引き上げに関する加点 26～27ページ ・若年者等雇用に関する事後確認 20～22ページ、 28ページ ※代表者印の押印は不要。
更生保護の協力雇 用主登録に関する 証明書(該当する場合)	面談審査日に提出 <u>審査基準日以降に秋田保護観察所に依頼し、証明書の発行を受けてくだ さい。</u>
秋田県SDGsパー トナー登録証の写 し(該当する場合)	面談審査日に提出
健康経営優良法人 認定に係る認定証 の写し(該当する場合)	面談審査日に提出 国（経済産業省）の健康経営優良法人認定又は秋田県の健康経営優良法 人認定の認定証の写し
gBizIDアカウント を取得しているこ とがわかる書類 (該当する場合)	面談審査日に提出
地域貢献活動実施 申告書(該当する場合)	面談審査日に提出 ※代表者印の押印は不要。 <u>ただし、「地域貢献活動証明欄」については、 証明者の署名又は記名押印が必要。</u>
男女共同参画職場 づくり事業に係る 書類(該当する場合)	面談審査時の提出書類はありませんが、 <u>男女共同参画推進課が定める期 間までに同課へ申請し、認定を受けてください。</u>
若年者等雇用申告 書(該当する場合)	面談審査日に提出 ※代表者印の押印は不要。
4週8休の達成状 況に係る書類 (該当する場合)	面談審査日に提出

県税納税証明書 (県税全般に滞納 がない旨の証明)	面談審査日に提出 ※面談審査日のおおむね1週間前以内に発行されたもの。受付日に提出するものではありません。 ※建設業許可申請の際の事業税の納税証明書とは異なります。
---------------------------------	--

(2) 大臣許可業者及び経営事項審査を電子申請する知事許可業者の場合

別紙「入札参加資格審査 電子申請の手引（県内業者）」をご覧ください。

6 提示書類

(1) 経営事項審査を面談申請する知事許可業者の場合

次の書類（写し可）を持参してください。なお、「若年者雇用等」に係る提示書類のうち、住民票は、令和8年11月1日以降に面談審査を行う場合に限りません。

審査事項	提示書類
最高元請実績	一般土木工事、建築一式工事及び舗装工事のいずれかの工種を申請する場合、各工種の審査基準日以前24か月間に元請として完成した工事のうち、一件の金額が最高額となる工事の契約書及び当該工事請負代金の受領が確認できる通帳、領収書等 ※最高元請の工事が共同企業体による施工の場合、当該共同企業体の協定書も必ず提示してください。 ※契約の変更があった場合を除き、複数の契約を一件にまとめることはできません。
障害者雇用	○身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（いずれも写し） ○被雇用者であることが分かる書類（審査事項「職員の常勤性」の提示書類を参考にしてください。）
若年者等雇用	①社会保険被保険者標準報酬決定通知書（通知後に資格取得又は喪失した場合は、その通知書） ②雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届 ③継続雇用している若年者等に係る住民票の写し ※令和8年11月1日以降に発行されたもの、かつ個人番号が記載されていないものに限る。 ※「住民となった日」又は「住所を定めた日」から住民票の写しの発行日までの期間により「県内在住者」であるかを確認します。
消費税の納税状況	消費税納税証明書（消費税及び地方消費税に滞納のない旨の証明書） ※面談審査日のおおむね1週間前以内に発行されたもの ※経営事項審査で必要とされている納税証明書とは異なります。
社会保険等の加入の状況	○審査基準日の月を含む社会保険料納入証明書（一括用のみ・未納の有無を証明する場合）。社会保険料納入確認書も可。

	※健康保険料と厚生年金保険料を別々に納めている場合（組合管掌健康保険に加入している場合等。）、それぞれについて確認書を提示してください。 ※健康保険被保険者適用除外承認を受けて国民健康保険組合（中建国保、建設国保等。）に加入している場合、上記社会保険料納入確認書に加え、次のいずれかの書類を提示してください。 a 国民健康保険組合が発行する加入証明書又は保険料納入証明書 b 全員の保険料払込証明書又は被保険者証の写し ※厚生年金保険に加入していない場合、健康保険被保険者適用除外承認又は健康保険の適用除外承認を受けていることが分かる年金事務所の証明書も合わせて提示してください。 ○直近の労働保険保険料申告書とその領収書
職員の常勤性	①社会保険被保険者標準報酬決定通知書（通知後に資格取得又は喪失した場合は、その通知書） ②雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届又は雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 ③社会保険及び雇用保険又はどちらか一方に加入していない職員がいる場合は、当該職員の給与所得の源泉徴収簿、源泉所得税を納付したことを証する書類、賃金台帳又は出勤簿 ※技術職員名簿に記載された<u>全員のものが</u>必要です。
技術職員の資格	合格証、資格者証、卒業証明書、実務経験証明書等の写し ○「土木施工管理技士（１級・２級）」、「１級建築施工管理技士」及び「２級建築施工管理技士（建築・躯体）」の技術者を解体工事の技術者として申請する場合、平成２８年度以降に実施された技術検定の合格者にあつては合格証明書、平成２７年度以前に実施された技術検定の合格者にあつては登録解体工事講習の修了証（写し）又は当該技術検定の合格後解体工事に関し１年以上の実務の経験を有することを証する書面を提示してください。 <u>なお、前回の入札参加資格審査（定期年）で申請した技術職員の内容に変更がない場合は、当該職員の資格者証等の提示を省略できます。</u> <u>ただし、次の者は提示を省略できません</u> ○のり面施工管理技術者及び舗装施工管理技術者 …各資格者証（写し） ○登録基幹技能者講習を修了した者…講習修了証（写し）

(2) 大臣許可業者及び経営事項審査を電子申請する知事許可業者の場合

別紙「入札参加資格審査 電子申請の手引（県内業者）」をご覧ください。

7 結果通知

令和９年４月下旬に、入札参加資格審査の結果を通知します。

なお、審査結果については、異議の申し立てはできません。

第5 その他

1 条件付き一般競争入札

秋田県では、等級格付をしている15工種において、原則として条件付き一般競争入札を導入していますので、県発注工事の入札に参加したい者は、秋田県電子入札システム (<http://cals05.pref.akita.lg.jp/index.html>) 等で発注情報を検索し、手続を行ってください。

2 組織変更等

個人業から法人への組織変更があった場合など、一定の要件を満たす場合においては、等級格付を継承することができます。

この場合の要件、提出書類等については、建設政策課又は主たる営業所の所在地を所管する各地域振興局へお問い合わせください。

3 合併等

入札参加資格を有する者が、合併又は全ての建設業について営業譲渡した場合は、入札参加資格の調整措置及び入札参加機会の確保措置の対象となる場合があります。

この場合の要件、提出書類等については、建設政策課へお問い合わせください。

4 入札参加時の心得

秋田県では、入札参加者の入札時における遵守事項として、「建設工事等競争入札心得」及び「入札参加にあたっての留意事項」を定めています。

入札にあたっては、これらを十分承知の上、参加してください。

5 虚偽申請等

経営事項審査や入札参加資格審査の申請書に虚偽の記載をし、又は記載すべき事実を記載しなかった等、入札参加資格を不正に取得したことが判明した場合は、建設業法に基づく監督処分（営業停止）や指名停止措置の対象となるほか、入札参加資格の取消しや変更（格下げ）が行われることとなります。

（参考）

事例1：経営事項審査の申請に当たり、雇用関係のない職員を技術職員名簿に記載し、虚偽の賃金台帳等を提示したもの

→建設業法に基づく監督処分（営業停止）、入札参加資格の取消し

事例2：経営事項審査の申請に当たり、複数の工事を1件の工事とし、又は実際の施工内容と異なる工種の実績として計上し、虚偽の注文書を提示したもの

→建設業法に基づく監督処分（営業停止）、指名停止措置及び入札参加資格の変更（格下げ）

事例3：地域貢献活動又は若年者雇用等の申告にあたり、虚偽の申告あるいは制度の趣旨に意図的に反した申告をしたことが判明したもの

→建設業法に基づく監督処分（営業停止）、入札参加資格の取消し又は変更（格下げ）

第2章 入札参加資格審査申請書の記載要領

申請書を手書きで作成する場合は、鉛筆、消せるボールペン等の消せる筆記用具を使用しないでください。

1 建設工事入札参加資格審査申請書

1 許可番号欄

カラムの先頭の2桁に知事許可の場合は「05」を、大臣許可の場合は「00」を記入し、次の6桁のカラムに許可番号を記入してください。

記入例：秋田県知事許可（般－8）第1234号の場合

許可番号	0	5	0	0	1	2	3	4
------	---	---	---	---	---	---	---	---

2 代表者印の押印

不要。

3 2年平均と3年平均の選択

経営事項審査で採用した完成工事高計算基準の区分と同一にしてください。

4 完成工事高欄

(1) 入札参加資格審査を申請する工種について、「申請」欄に○印を記載してください。

なお、申請する工種については、次に掲げる全ての要件を満たしている必要があります。

- ・申請日において、申請する工種に対応する建設業許可を取得していること。
- ・申請する工種に対応する許可業種に係る総合評定値を請求していること。
- ・申請する工種の年間平均完成工事高が1,000万円以上であること。

(2) 完成工事高の記入に当たっては、次の表の工種区分に従い記入してください。記入する金額は全て消費税抜きの金額です。

工 種	完 成 工 事 高 の 記 入
一般土木工事 法面工事 建築一式工事 解体工事	申請書様式裏面の完成工事高計算表により算出した数値を記入してください。
一般塗装工事 路面標示工事	経営規模等評価申請書の塗装工事の完成工事高を分別して計上してください。
上記以外の9工種	経営規模等評価申請書の工事種類別完成工事高から転記してください。
その他	入札参加資格審査の申請をしない工種に係る完成工事高の合計額を記入してください。

(3) 「合計」欄は、経営規模等評価申請書の20002帳票（工事種類別完成工事高、工事種類

別元請完成工事高) の項番 3 4 の完成工事高の額と一致します。

- (4) 「年間平均完成工事高」欄のコード 0 1 ～ 0 0 は、千円未満を四捨五入した数値を記入してください。また、同欄のコード 9 9 は、コード 0 1 ～ 0 0 欄の合計値を記入してください。

5 元請実績欄

一般土木工事、建築一式工事及び舗装工事を申請する場合は、元請実績（最高元請負額）を確認する必要があります。

「最高元請負額」欄は、審査基準日以前 2 4 か月間の範囲内に元請として完成した工事のうち、一件の金額が最高の元請負工事の請負代金の額（税抜）を記入してください。

工事進行基準を採用している場合、審査基準日以前 2 4 か月間の範囲内に完成していない工事は、記載することができません。この場合、契約額の総額を、工事が完成した事業年度の最高元請負額として認めることとなります（年間平均完成工事高の計算とは扱いが異なります）。

なお、総合的な企画、指導、調整を伴って土木工作物又は建築物を解体した工事に係る請負額は、一般土木工事又は建築一式工事における最高元請負額の対象とはなりません。

また、最高元請負額として記載した工事については、入金確認書類を必ず持参してください。

6 自己資本額欄

経営事項審査申請の際に 2 期平均を選択した場合であっても、審査基準日現在（基準決算）の自己資本額を記入してください。

7 有資格技術職員数欄

技術職員に係る資格の種類ごとに、審査基準日現在の人数を記入してください。

8 完成工事高計算表（申請書裏面）

申請工種について、経営事項審査申請で作成した工事経歴書に基づき、消費税抜きの金額を記入し、経営事項審査申請上の業種を分離・統合して入札参加資格申請上の完成工事高を算出してください。

2 障害者雇用の状況

審査基準日時点において、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を有する者の人数を記入してください。

なお、2 名を超えて雇用している場合も 2 名と記入してください。

ただし、法人の役員及び個人事業主である者の人数は除きます。

3 保護観察対象者等の雇用状況

審査基準日時点で秋田保護観察所に協力雇用主として登録し、かつ保護観察対象者等を雇用している者を加算対象とします。

保護観察対象者等（※）の雇用人数を記入してください。

なお、2名を超えて雇用している場合も2名と記入してください。

※保護観察対象者等

…更生保護法第48条に規定する保護観察中の者又は同法85条に規定する更生緊急保護を受けている者。なお、次の場合を含む。

- ・雇用開始時に保護観察対象者等であった者について、当該期間を終了した後も継続して雇用している場合。
- ・もともと雇用していた者が、犯罪や非行をして保護観察対象者等となり、そのことを承知の上で雇用を継続し、当該期間を終了した後も継続して雇用している場合。

【提出書類】

更生保護の協力雇用主登録に関する証明書

秋田保護観察所から証明書の発行を受けてください。証明書の発行を受けられない場合は、加対象となりません。

【お問い合わせ先】

法務省 秋田保護観察所 就労支援担当

※開庁時間：平日 8:30～17:15

〒010-0951

（土日祝日、年末年始は閉庁）

秋田市山王7-1-2 秋田地方方法務合同庁舎2階

※来庁を希望される場合、まずはお電話

電話番号：018-862-3903

にてお問い合わせください。

4 秋田県SDGsパートナー登録に関する加

審査基準日を含む登録期間（登録日から3年間）の登録を受けている場合は、加対象となります。

【提出書類】

登録証の写し

※登録の申請方法や受付期間等は下記URLを参照してください。

＜秋田県人口戦略課ホームページ＞

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/58095>



■ サイト内を検索する

キーワード・コンテンツ番号を入力



「58095」と入力・検索

【お問い合わせ先】

秋田県人口戦略部人口戦略課

電話番号：018-860-1232

※平日 8:30～17:15

5 健康経営優良法人認定に関する加点

次の1、2のいずれかを申請することができます。

申請する場合は、「あり」及び「国」又は「県」の該当する方に○を付けてください。

1 国の健康経営優良法人認定を受けている場合

大規模法人部門、中小規模法人部門を問わず、審査基準日を含む認定期間（認定日から1年間）の認定を受けている場合は、加点対象となります。

【提出書類】

認定証の写し

【お問い合わせ先】

株式会社日経リサーチ（委託先）

電話番号：03-5296-5172

※平日 10:00～17:30

2 秋田県の健康経営優良法人認定を受けている場合

審査基準日を含む認定期間（認定日から1年間）の認定を受けている場合は、加点対象となります。

【提出書類】

認定証の写し

※認定の申請方法や受付期間等については、下記URLを参照してください。

<秋田県健康づくり推進課ホームページ>

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/44563>



■ サイト内を検索する

キーワード・コンテンツ番号を入力



「44563」と入力・検索

【お問い合わせ先】

秋田県健康福祉部健康づくり推進課

電話番号：018-860-1426

※平日 8:30～17:15

6 g B i z I Dの取得に関する加点

審査基準日時点において、g B i z I Dプライムのアカウントを取得している場合は、加点対象となります。

【添付書類】

・事業者ログイン画面（マイページ）の写し

※アカウントIDはマスキングしてください。

※上記書類により、アカウント種別が「g B i z I Dプライム」であること及び法人名（屋号）を確認します。

※事業者登録の申請から登録完了まで2週間程度かかりますので、当該加点の申請を希望される方はご注意ください。

【お問い合わせ先】

g B i z I D ヘルプデスク

電話番号：0570-023-797

※平日 9:00～17:00

ホームページ：<https://gbiz-id.go.jp/top/>

7 地域貢献活動の実施状況

1 提出書類

(1) 秋田県内において行われた自主的な活動のうち、次に掲げる地域貢献活動を行った者は、**地域貢献活動実施申告書**を提出してください（①～③の項目ごとに申告書を提出。各項目につき1件まで申請可能。）。

- ①災害対応活動（自然災害時の地域パトロール、被災者への支援活動等）
- ②除雪活動（町内会の除雪作業への役務提供、ボランティア除雪活動等）
- ③クリーンアップ活動等（公共施設（道路、河川等）の清掃や草刈り、環境保全活動等）

(2) 地域貢献活動実施申告書には、次に掲げる書類を添付してください。

- ・関係者からの証明（申告書への関係者からの証明、又は活動を行ったこと及び当該活動が地域住民の生活に貢献するものであったことの証明書）

※申告書の「地域貢献活動証明欄」を利用しても差し支えありません。

- ・感謝状の写し（感謝状の交付を受けた場合）
 - ・その他地域貢献活動の実施を客観的に判断できる資料（新聞記事、広報誌、写真等（写し可））
- ※添付書類は2～3枚程度としてください。

2 地域貢献活動と認められるための条件

発注者別評価点の加点対象となる活動は、次の場合に限るものとします。

- ・自主的な非営利の活動であること（請負契約、注文等に基づく活動は対象外）
- ・企業としての取組であること（従業員の個人的活動は対象外）
- ・実際の活動実績があること
- ・地域に貢献することを目的とすること
- ・活動内容が客観的に確認できること（感謝状、町内会等関係者からの証明、写真等）

※巻末資料「令和9・10年度適用建設工事入札参加資格審査における発注者別評価事項「地域貢献活動の実施状況」の考え方」も併せてご覧ください。

3 対象期間

令和9・10年度適用定期年審査においては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの期間における活動を対象とします。

4 その他

令和8年度適用中間年審査において加点対象となった活動は対象外とします。

また、地域貢献活動実施申告書については、建設業者が行っている地域貢献活動を地域住民に広く周知する観点から、各活動内容を公開する場合があります。

8 男女共同参画

男女共同参画推進課へ男女共同参画職場づくり事業に係る認定申請を行い、加点対象者である旨の認定を受けている場合は、加点対象となります。

なお、建設工事入札参加資格審査においては、提出書類はありません。

男女共同参画推進課が別途設定する期間までに申請済みで、既に認定を受けている場合
→「あり」に○を付けてください。

認定を受けておらず、申請予定もない場合
→「なし」に○を付けてください。

認定は受けていないが、男女共同参画推進課が別途設定する期間までに申請予定の場合
→提出予定に○を付けてください。

※認定の申請方法や受付期間等については、下記URLを参照してください。

<秋田県男女共同参画推進課ホームページ>

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/1749>



「1749」と入力・検索

【お問い合わせ先】

秋田県人口戦略部男女共同参画推進課

電話番号：018-860-1555

※平日 8:30～17:15

9 若年者等雇用

新規学卒者等を含む若年者又は女性を常時雇用の者として採用し、かつ、継続雇用している場合は加点対象とします。

1 提出書類

(1) 若年者等雇用申告書

(2) 添付書類

① 対象者が新規学卒者の場合 卒業証明書の原本又は写し

② 対象者が新規学卒者以外の者である場合（次の(ア)から(ウ)のいずれか）

(ア) 採用直前に在籍していた会社の退職証明書（対象者の氏名、生年月日及び勤務期間が記載されているもの（様式任意）。）の原本又は写し

(イ) 採用直前に在籍していた会社に係る雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書の写し

(ウ) 採用直前に在籍していた会社に係る雇用保険被保険者離職票－1兼資格喪失確認通知書（被保険者通知用）の写し

2 評価対象基準

(1) 審査基準

令和6年4月1日から令和8年3月31日までに、若年者（採用日において31才未満の者）又は女性（年齢不問）を常時雇用の者として採用し、かつ、継続雇用していること（当該若年者等が県内在住者である場合に限りません）。

なお、若年者等については、技術系職員・事務系職員を問いません。

(2) 留意事項

- ・申請できる人数について

審査対象は2名までとします。なお、申請しようとする女性が若年者の要件（採用日において31才未満の者）を満たす者であっても、1名となります。

- ・常時雇用について

雇用期間が特に限定されておらず、社会保険等（社会保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入している者（短時間勤務の者を除く。）を条件とします。

したがって、社会保険の加入義務がある事業所において、本人の希望又は自社都合により、採用時点で社会保険に加入していない場合は対象外となります。

また、従業員として「雇用」していることが前提となるため、役員等は、若年者雇用の対象として想定されません。

- ・継続雇用について

令和8年11月1日時点で継続雇用している者を条件とします。

- ・県内在住者について

採用日から令和8年11月1日までの間、継続して秋田県内に住所を有する者を条件とします。

・事後確認について

令和8年11月1日より前に面談審査を実施したときは、同日以後に、継続雇用していること及び県内在住者であることについて、事後確認を行います。

3 その他

対象・対象外については、次のとおりに取扱いますのでご注意ください。

【対象外となる場合】

- ① 採用日前2年以内において当該企業に常時雇用の職員として在職したことがある者を採用した場合
- ② 採用直前に在職していた会社が採用した会社と一定の資本関係又は人的関係にある場合

※資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続きが存続中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

※人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

【対象に含む場合】

- ① 令和6年3月に学校教育法に規定する学校又は専修学校を卒業した者を同月内に採用している場合
- ② 対象採用期間に季節雇用で採用したが、当初の雇用期間を超えて在職している場合（令和8年11月1日時点で10か月以上在職している場合に限る。）

参 考

○親会社、子会社の定義

会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社をいいます。

（会社法）

第2条第3号（子会社の定義）

会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

第2条第4号（親会社の定義）

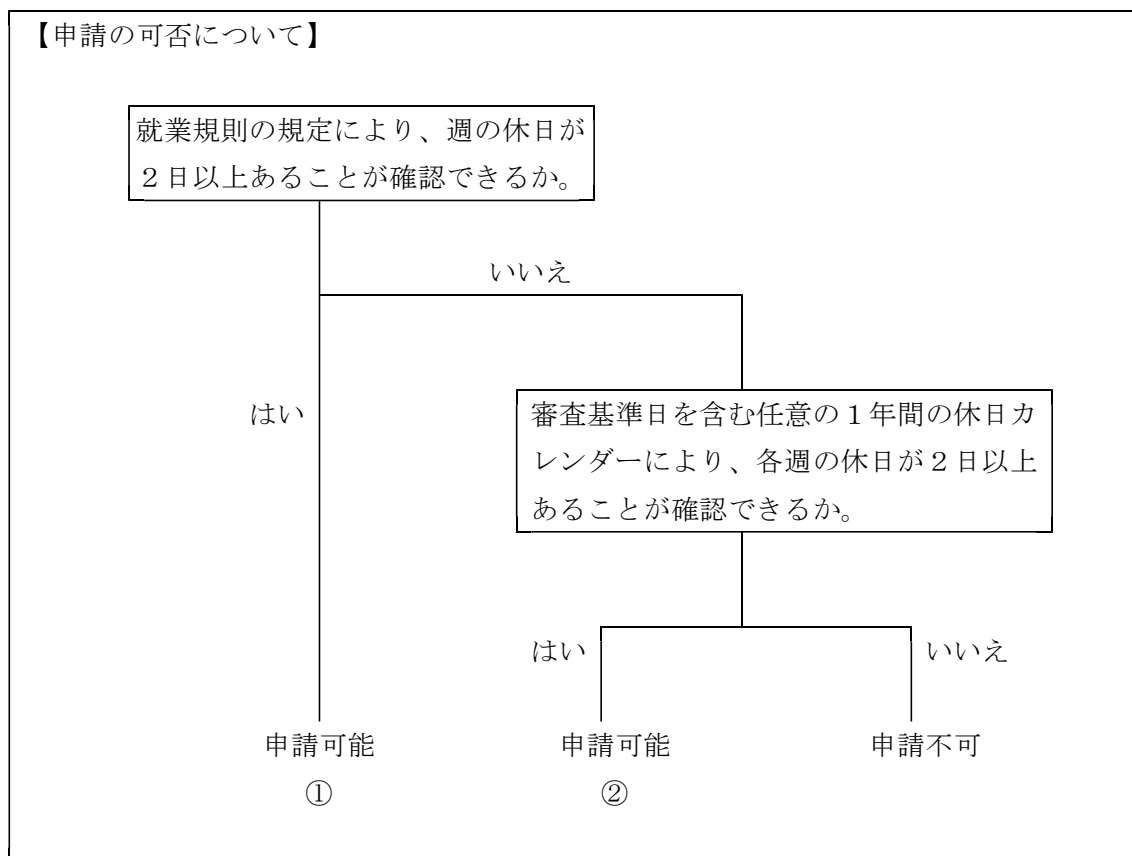
株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

○役員 の定義

- ①会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
 - ②取締役（社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社の取締役を除く。）
 - ③会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
 - ④指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役
- *監査役等は、役員には該当しません。

10 完全週休2日制による4週8休の達成状況に関する加点

審査基準日において、完全週休2日制の達成により、各月の休日が8日以上ある場合は、加点対象となります。



1 提出書類

- ①の場合 労働基準監督署の受付印がある就業規則の写し（該当部分のみで可。）
- ②の場合 審査基準日を含む任意の1年間の休日カレンダーの写し（労働基準監督署の確認を受けたもの）注

注：②の場合において、変形労働時間制を採用していない等の理由により、労働基準監督署の確認を受けていない場合は、当該カレンダーの余白部分への第三者（社会保険労務士、自社の役員以外の従業員 等） 1 名の署名又は記名押印をもって確認とみなします。

※完全週休 2 日制は、「土・日休み」のほか、「平日・日休み」、「平日・土・日に限らず 2 日休み」等、毎週の休日が 2 日あることを指します。そのため、審査基準日を含む 1 年間に
いて、休日が 2 日未満の週が 1 週でもあれば、加点の対象外となります。

11 納税状況

県税の納税状況及び消費税の納税状況について、該当する方に○を付けてください。

12 社会保険等の加入の状況

社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入の状況について、該当するものに○を付けてください。原則として審査基準日により審査します。

13 技術職員名簿（入札参加資格申請用）

1 有資格区分コード

(1) これらの様式は、経営事項審査とは別個に、入札参加資格審査を行うために作成するものです。

そのため、経営規模等評価申請書の 2 0 0 0 5 帳票（技術職員名簿）で記載した資格についても、入札参加資格審査において評価される資格の場合は、忘れずに記入してください。

(2) 技術職員が保有している資格に係るコードは、経営事項審査の **手引き中**、「**（別表 5）業種別技術職員コード表（79～81 ページ）**」に基づき記入してください。

○以下の場合において、同一系統の資格については、次の方法により記入してください。

取得している資格		記入する資格
1 級土木施工管理技士	1 級建設機械施工管理技士	1 級土木施工管理技士
2 級土木施工管理技士（土木）	2 級建設機械施工管理技士	2 級土木施工管理技士（土木）
1 級建築施工管理技士	1 級建築士	1 級建築施工管理技士
2 級建築施工管理技士（建築）	2 級建築士	2 級建築施工管理技士（建築）
電気主任技術者	第二種電気工事士	電気主任技術者
1・2 級電気工事施工管理技士	電気工事士	1・2 級電気工事施工管理技士

○一般塗装工事を申請する場合

取得している資格	記入する資格
1 級土木施工管理技士 2 級 〃 (鋼構造物塗装) 1 級建築施工管理技士 2 級 〃 (仕上げ) 1 ・ 2 級塗装技能士 (建築塗装) 1 ・ 2 級塗装技能士 (鋼橋塗装)	左に掲げる資格のうち、 有資格技術者の保有基準上の上位資格 いずれか一つを記入。 ただし、1 級塗装技能士 (建築・鋼橋) と 2 級土木施工管理技士 (鋼構造物塗装)、あるいは 2 級建築施工管理技士 (仕上げ) の両方を保有している場合は、1 級塗装技能士 (建築・鋼橋) を記入。

○舗装工事を申請する場合

取得している資格	記入する資格
舗装施工管理技術者が <u>1 級土木施工管理技士、1 級建設機械施工管理技士、2 級土木施工管理技士 (土木)、2 級建設機械施工管理技士のいずれも保有していない場合</u>	1 級舗装施工管理技術者の数をコード 2 2、2 級舗装施工管理技術者の数をコード 2 3 の欄にそれぞれ記入

○解体工事を申請する場合

取得している資格	記入する資格
・解体工事施工技士が 1 級土木施工管理技士等を保有していない場合 ・ <u>解体工事施工技士が 1 級土木施工管理技士等を保有しているが、登録解体工事講習の修了者等でないため、解体工事の技術者として認められない場合</u>	解体工事施工技士の数をコード 2 7 の欄に記入

○解体を申請する場合は、次の点にもご留意ください。

1 1 3、1 2 0 等の解体工事に対応できる資格のうち、次の (i) ～ (iii) のいずれかに該当し、解体工事の技術者と認められる技術者については、「解体講習等」の欄に○を記入してください。同欄に○がない場合は、解体工事の技術者として審査されません。

巻末の「入札参加資格審査において解体工事を申請する際の留意事項について」もご参照ください。

- (i) 平成 2 8 年度以降に実施された試験の合格者
- (ii) 登録解体工事講習の修了者
- (iii) 資格取得後、解体工事に関し 1 年以上の実務経験がある者

(3) 経営事項審査上の配点がない資格については、次のとおり資格コードを記入してください。

- ・ のり面施工管理技術者 … 1 1 7
- ・ 1 級舗装施工管理技術者 … 1 3 H
- ・ 2 級舗装施工管理技術者 … 2 3 H

(4) 同一工種に係る資格を複数有している技術職員がいる場合は、次のとおり記入してください。

①経営事項審査上の配点が低い資格又は配点がない資格（上記(3)参照）が技術者保有条件となっている場合

→経営事項審査上の配点が最も高い資格コードと、技術者保有条件となっている資格コードの両方を記入してください。

【例】

- ・のり面施工管理技術者（１１７）ととび・とび工１級（１５７）の両方を有する場合
- ・第一種電気工事士（１５５）と電気主任技術者（２５８）の両方を有する場合

②経営事項審査上の配点と同じ資格が技術者保有条件となっている場合

→技術者保有条件となっている資格コードのみを記入してください。

（必要に応じて 2 3 ページの記入方法を参照してください。）

③経営事項審査上の配点が高い資格が技術者保有条件となっている場合

→経営事項審査上の配点が最も高い資格コードのみを記入してください。

(5) 経営事項審査において加点対象となる資格であっても、申請しない工種に係る資格コードは記入しないでください。

(6) 建設業の合併等に伴う入札参加機会の確保措置により、主たる営業所が所在する地域以外に所在する営業所の所在地域の入札参加資格を有する者にあつては、営業所毎に技術職員名簿を作成してください。

2 職員の常勤性

技術職員として技術職員名簿に記載することができる職員は、審査基準日現在において、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者に限ります。

第3章 建設工事入札参加資格審査申請書【別表】について

次の発注者別評価事項に係る加点を希望する場合は、「建設工事入札参加資格審査申請書【別表】」により、別途、申請が必要です。

1 当該申請書で受け付ける発注者別評価事項

- (1) 賃金水準に関する加点
- (2) 若年者等雇用に関する加点（事後確認）

2 提出書類

- (1) 建設工事入札参加資格審査申請書【別表】
- (2) 申請する評価事項に応じた添付書類

3 申請方法

電子申請

4 受付期間

令和8年11月2日（月）から令和9年1月29日（金）まで

1 賃金水準に関する加点

賃金水準の引き上げの状況については、次のとおり申請してください。

1 一人当たり給与等支払額が0.75%以上又は3.0%以上増加している場合

○(1)、(2)のいずれかが対象となります。

- (1) 令和6年分と令和7年分の比較
- (2) 令和7年分と令和8年分の比較

○次のいずれか一つの評価ケースを選択し、申請されたものを評価します。

- ①一人当たり俸給・給与・賞与等支払額を比較
- ②継続雇用（※）している正社員への支給額を比較
- ③時間外手当や賞与等を除いて比較
- ④継続雇用（※）している正社員の基本給の定期昇給等を比較

※「継続雇用」とは、賃上げを実施した当該年度とその比較対象となる前年度の2年間を通して雇用していることとする。

【対象者及び対象賃金】

対象者 対象賃金		継続雇用社員			比較する2年間で 継続雇用していない社員		その他雇用形態 (一時的雇用等)	
		役員	正社員	休職者等	退職者	新規採用者	再雇用	パート、 アルバイト
所定内給与	基本給	③	④					
	各種手当 (住宅、家族手 当等)							
時間外手当								
賞与等		①	②					

①により申請する場合は、【別表】の「①-1 令和7年分が令和6年分と比較して一定以上増加している」又は「①-2 令和8年分が令和7年分と比較して一定以上増加している」を選択の上、「支払総額」及び「人数」欄に、税務署に提出した「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」から指定の金額及び人数を転記してください（39ページ参照）。

【添付書類】

- ・比較対象年（2年分）の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（控え）

②、③、④により申請する場合は、【別表】の「②継続雇用している正社員への支給額が前年より一定以上増加している」、「③時間外手当や賞与等を除いた支給額が前年より一定以上増加している」又は「④継続雇用している正社員の基本給の定期昇給等が前年より一定以上増加している」を選択してください。税務署に提出した「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」のほか、別記様式の税理士、公認会計士又は社会保険労務士による第三者の確認書類を添付してください。

【添付書類】

- ・比較対象年（2年分）の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（控え）
- ・（別記様式）賃金引き上げに係る実績確認書類
- ※税理士、公認会計士又は社会保険労務士による第三者の確認を受けたものに限る。

2 令和8年の一人当たり給与等支払額が全国平均（令和7年分）を超えている場合

「(2) 令和8年分が全国平均を超えている」を選択の上、「支払総額」及び「人数」欄に、税務署に提出した令和8年分の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」から指定の金額及び人数を転記してください（39ページ参照）。

【添付書類】

- ・令和8年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（控え）

なお、比較対象となる全国平均は、厚生労働省が行っている賃金構造基本統計調査の結果によるものとし、建設政策課HP（<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/96098>）で公表しています。

※給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表について、税務署の受付印、受信通知等は不要です。

2 若年者等雇用に関する加点（事後確認）

「若年者等雇用申告書」を提出した場合、対象者が採用日から令和８年１１月１日までの間、継続して雇用され、かつ県内に居住していることの事後確認を行います。

なお、令和８年１１月１日より前に面談審査を実施した場合のみ、事後確認が必要です。

事後確認が必要な申請者への通知は行いません。

対象者が令和８年１０月３１日以前に退職した、県外に転居したなど、加点対象外となった場合であっても、その旨を電子申請により報告してください。

【添付書類】

- ・対象者の雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届
- ・対象者の住民票（発行日が令和８年１１月１日以降かつ個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）

建設工事入札参加資格審査申請書

秋田県で行われる建設工事に係る入札に参加する資格の審査を申請します。

令和 8 年 9 月 10 日

秋田県知事

鈴木 健 太

完成工事高 計算基準の区分	2	〔 1:2年平均 2:3年平均 〕	総合評定値の請求	あり	なし
------------------	---	-------------------	----------	----	----

工種名	申請	前々期分		前期分		基準決算期分		コード	年間平均 完成工事高 (千円)
		自 5 年 7 月 至 6 年 6 月		自 6 年 7 月 至 7 年 6 月		自 7 年 7 月 至 8 年 6 月			
一般土木	○	87,910		106,500		100,937		01	98,449
法面	○	17,690		18,500		20,753		02	18,981
建築一式								03	
電気								04	
給排水暖冷房								05	
鋼構造物								06	
舗装	○	28,380		20,500		87,250		07	45,377
一般塗装								08	
路面標示								09	
機械器具設置								10	
電気通信								11	
造園								12	
さく井								13	
水道施設								14	
解体	○	29,194		6,878		7,712		15	14,595
その他	／	39,350		24,900		44,030		00	36,094
合計	／	202,524		177,278		260,682		99	213,496

最高元請負額	一般土木	28,700 千円	※最高元請負額は、 審査基準日以前24ヶ月間の範囲内で税抜き の数値を記載すること。
	建築一式	千円	
	舗装	9,150 千円	

自己資本額	9,152 千円
-------	----------

【社会的要請への対応状況】		
障害者雇用人数	2 人	
保護観察対象者等雇用人数	1 人	
SDGsパートナー登録	あり	なし
健康経営優良法人認定	あり	なし
gBizIDの取得	あり	なし

【地域貢献活動の実施状況】		
災害対応活動	あり	なし
除雪活動	あり	なし
クリーンアップ活動等	あり	なし

【人材の確保・育成の状況】			
男女共同参画	あり	なし	提出予定
若年者等雇用	あり	なし	
4週8休達成状況	あり	なし	

県税の納税状況	完納	未納
消費税の納税状況	完納	未納

社会保険等の 加入の状況	雇用保険	加入済	未加入	適用除外
	健康保険	加入済	未加入	適用除外
	厚生年金保険	加入済	未加入	適用除外

受付番号	—	許可番号	0 5 0 0 1 2 3 4
------	---	------	-----------------

商号又は名称 秋田県庁建設株式会社

代表者氏名 代表取締役 秋田 一郎

資格の名称	級	種別	コード	技術者 コード	人数	
						うち解体
技術士			01			
土木施工管理技士	1級		02	113	4	2
	2級	土木	03	214	3	1
建設機械施工管理技士	1級		04	215		
	2級	鋼構造物塗装	05	111	1	
建築士	1級	第1種～第6種	06	212	1	
	2級		07	137		
建築施工管理技士	1級		08	238		
	2級		09	120		
1級電気工事施工管理技士 電気主任技術者 2級電気工事施工管理技士 電気工事士(1種・2種)	1級	建築	10	221		
	2級	躯体	11	222		
管工事施工管理技士	1級	仕上げ	12	223		
	2級		13	127、258		
塗装技能士 (建築塗装・鋼橋塗装)	1級		14	228、155、256		
	2級		15	129		
路面標示施工技能士	1級		16	230		
	2級		17	188、189		
造園施工管理技士	1級		18	288、289		
	2級		19	167		
舗装施工管理技術者	1級		20	133		
	2級		21	234		
のり面施工管理技術者	1級	土木施工管理技士又は 建設機械施工管理技士 と重複しない技術職員	22	13H		
	2級		23	23H		
解体工事施工技士	1級	土木施工管理技士又は 建設機械施工管理技士 と重複する技術職員	24	13H	1	
	2級		25	23H	1	
			26	117	1	
		重複しない技術職員	27	060	2	
		重複する技術職員	28		1	

(申請事務担当者所属・氏名・電話番号)

経理部 秋田 花子 018-860-2425

完成工事高計算表

注)単位はすべて「千円」

工 種		基準決算前々期分	基準決算前期分	基準決算期分	
01	土木一式工事	91,240	86,500	80,400	←20002帳票のコード010の完成工事高と一致します。
内 訳	土木工作物を解体した工事 ①	20,240	0	0	
	上記を除く工事 ②	71,000	86,500	80,400	
02	建築一式工事	0	0	0	←20002帳票のコード020の完成工事高と一致します。 その他工事に建築一式工事が含まれていたとしても、その完成工事高は解体工事の完成工事高の算出に用いることはできません。
内 訳	建築物を解体した工事 ③	0	0	0	
	上記を除く工事 ④	0	0	0	
05	とび・土工・コンクリート工事	34,600	38,500	41,290	←20002帳票のコード050の完成工事高と一致します。
内 訳	とび工事 ⑤	0	0	0	←20002帳票のコード051の完成工事高と一致します。
	法面工事 ⑥	17,690	18,500	20,753	
	土工コンクリート工事等 ⑦	16,910	20,000	20,537	
14	しゅんせつ工事 ⑧	0	0	0	←20002帳票のコード140の完成工事高と一致します。
29	解体工事 ⑨	8,954	6,878	7,712	←20002帳票のコード290の完成工事高と一致します。
一般土木 ②+⑦+⑧		87,910	106,500	100,937	
法面 ⑥		17,690	18,500	20,753	
建築一式 ④		0	0	0	
解体 ①+③+⑨		29,194	6,878	7,712	

記載要領

- 「許可番号」の欄は、知事許可は「05」から、大臣許可は「00」からそれぞれ記入してください。
- 「完成工事高計算基準の区分」欄は、経営事項審査で採用したものと同一としてください。
- 申請する工種には、○印を記入してください。
- 経営規模等評価申請書の工事種類別完成工事高(20002帳票)において「その他工事」に分類されている完成工事高は、一般土木工事又は解体工事の完成工事高に含めることはできません。
- 年間平均完成工事高の合計額(コード99)は、コード01からコード00までの額を合計した数値を記入してください。
- 「男女共同参画」欄は、令和8年度男女共同参画職場づくり事業に係る必要書類を男女共同参画推進課に対し、申請日時点で送付をしているときは「あり」に、送付しないときは「なし」に、申請日以後に送付するときは「提出予定」に○印を記入してください。
- 解体工事を申請する場合は、解体工事の有資格技術者保有基準に定める各資格者(「解体工事施工技士」を除く)のうち、技術職員名簿で「解体講習等」の欄に○が入る技術者の人数を、各資格の「うち解体」欄に記載してください。
- 「有資格技術職員数」欄は、同一職員の同一系統の資格の記入については、いずれか優位な資格を一つだけ記載してください。ただし、以下の点に留意してください。
 - 舗装工事を申請する場合における「土木施工管理技士」又は「建設機械施工管理技士」と「舗装施工管理技術者」は、重複して記載(人数計上)することができます。
 - 解体工事を申請する場合における「解体工事施工技士」は、その者が上記7により「うち解体」に記載される者である場合に、「重複する技術職員」に記載し、それ以外の「解体工事施工技士」の人数を「重複しない技術職員」に記載してください。
(詳細は、入札参加資格申請の手引を参照してください。)

技術職員名簿

許可番号 : 05-001234

商号又は名称 : 秋田県庁建設株式会社

(入札参加資格申請用)

	氏名	フリガナ	生年月日	住所(市町村)	解体 講習等	有資格区分コード									
1	秋田 一郎	アキタ イチロウ	S47.1.1	秋田市	○	1	1	3							
2	大館 次郎	オオタテ ジロウ	S54.11.15	秋田市	○	1	1	3	0	6	0				
3	雄勝 六子	オガチ ムツコ	S60.5.1	横手市		2	1	4	0	6	0				
4	潟上 三郎	カガミ サブロウ	S35.3.8	潟上市		2	1	4	1	3	H				
5	鹿角 四郎	カヅノ シロウ	S37.6.23	秋田市		1	1	3							
6	平鹿 五郎	ヒラカ ゴロウ	H2.3.1	横手市		0	6	0							
7	北秋 七子	ホクシュ ナナコ	S32.12.11	秋田市		2	1	2	1	1	7				
8	湯沢 八郎	ユザワ ハチロウ	S60.9.25	秋田市		1	1	1							
9	由利 九郎	ユリ クロウ	S55.4.1	由利本荘市		1	1	3	2	3	H				
10	横手 十郎	ヨコテ ジュウロウ	S55.4.2	秋田市	○	2	1	4							
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															

記載要領

- 有資格区分コードは、経営事項審査の業種別技術職員コード表に基づき記入してください。
なお、のり面施工管理技術者は「117」、1級及び2級舗装施工管理技術者はそれぞれ「13H」及び「23H」、鋼橋塗装技能士(1級及び2級)はそれぞれ「188」及び「288」となります。
- 同一工種に係る資格を複数有している場合は、手引を参照のうえ、必要な資格コードを記入してください。
- 申請をしない工種に係る資格コードは記入しないでください。
- 解体工事を申請する場合、有資格技術者保有基準に定める資格(「解体工事施工技士」を除く)の資格保有者について、次のいずれかに該当する技術者については、「解体講習等」の欄に○を記入してください。
 - 平成28年度以降に試験に合格した者
 - 登録解体工事講習の修了者
 - 資格取得後解体工事に関し1年以上の実務経験がある者
- 建設業の合併等に伴う入札参加機会の確保措置により、主たる営業所が所在する地域以外に所在する営業所の所在地域の入札参加資格を有する者にあつては、営業所毎に技術職員名簿を作成してください。
- 技術職員氏名は、五十音順に記入してください。

地域貢献活動実施申告書

年 月 日

秋田県知事

建設業許可番号

商号又は名称

代表者職氏名

秋田県建設工事入札参加資格審査申請に当たり、次のとおり、地域貢献活動を行っていることを申告します。

地域貢献活動の種類 ※該当するものに○印	1 災害対応活動 3 クリーンアップ活動等	2 除雪活動
実 施 日	年 月 日	
実 施 場 所		
活 動 内 容 ※活動の内容を具体的に記入してください。		
契約、注文等に基づく対価の受領 ※該当するものに○印	あり	なし

【地域貢献活動証明欄】

上記申告内容に相違なく、当該活動が地域住民の生活に貢献するものであったことを証明します。	
証 明 者 ※証明者が署名又は記名 押印してください。	(役 職 名) (氏 名) (電話番号)

【提出方法及び添付書類】

- ・ 申告書は、地域貢献活動の種類毎に別葉で提出してください。1種類につき1枚のみ、合計3枚まで提出できます。
- ・ 上記証明欄への記載（署名又は記名押印）により、関係者からの証明を得てください（原則として組織の長や所属長のみが証明者となることができます）。なお、証明書等が別途書面で交付されているときは、当該書面（写し可）を提出してください。この場合は上記証明欄への記載は不要です。
- ・ 活動内容が具体的に確認できる資料（新聞記事、広報誌、写真等）がある場合は、それらも添付してください（数枚程度で可）。

【対象期間等に関する注意事項】

加対象は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの期間における地域貢献活動に限ります。その他詳細については、手引をご覧ください。

秋田県建設工事入札参加資格審査用

(令和9・10年度適用定期年申請)

若年者等雇用申告書

年 月 日

秋田県知事

建設業許可番号

商号又は名称

代表者職氏名

秋田県建設工事入札参加資格審査申請に当たり、次の若年者等を常時雇用として採用し、継続雇用していることを申告します。

1 対象者の氏名 及び生年月日※ ₁ 最大2名まで記載	1	若年者・女性（ 年 月 日生 ）
	2	若年者・女性（ 年 月 日生 ）
2 採用日及び区分 区分は該当するものに○印	1	年 月 日 （新規学卒者・新規学卒者以外）
	2	年 月 日 （新規学卒者・新規学卒者以外）
3 各保険の状況 該当するものに○印	①社会保険の加入：	有 ・ 無
	②雇用保険の加入：	有 ・ 無
	③雇用期間の定め：	有 ・ 無 注：③は有の場合加算対象外
4 採用者職歴等※ ₂		

※₁ 若年者又は女性を○で囲んでください。なお、女性は生年月日の記載は不要です。

※₂ 採用直前2年間で職歴がある場合は、その期間と勤務先を、新規学卒者の場合は、卒業学校名と卒業年月日を記載してください。

【誓約欄】

本申告は、入札参加資格審査制度の趣旨に合致するものであり、裏面に記載された対象外にあたるもの又は本制度の趣旨に反するものでないこと、そして継続雇用に関する事後調査に協力することを誓約します。

商号又は名称

代表者職氏名

【添付書類】

- ・対象者が新規学卒者の場合は、卒業証明書の原本又は写しを提出してください。
- ・対象者が新規学卒者以外の者である場合は、(ア)から(イ)のいずれかを提出してください。
 - (ア)採用直前に在籍していた会社の退職証明書（対象者の氏名、生年月日及び勤務期間が記載されているもの（様式任意）。）の原本又は写し
 - (イ)採用直前に在籍していた会社に係る雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書（写し）
 - (ウ)雇用保険被保険者離職票－1兼資格喪失確認通知書（被保険者通知用）（写し）

【提示書類】

- ・社会保険標準報酬決定通知及び雇用保険被保険者資格喪失届・変更届
- ・住民票（令和8年11月1日以降に面談する場合）

【対象期間等に関する注意事項】

加算対象は、原則として令和6年4月1日から令和8年3月31日までの期間における若年者等採用に限ります。また、裏面も必ず確認の上、両面印刷して提出してください。その他詳細については、手引をご覧ください。

若年者等雇用申告書 裏面

令和9・10年度適用定期年入札参加資格審査における若年者等雇用の概要

新規学卒者等を含む若年者又は女性を常時雇用の者として採用し、地域雇用の創出と技術の継承に取り組んでいる者を評価するため、次の場合に該当するときは対象外とします。

また、本制度導入の趣旨に反した状況（加点を目的とした人事交換等）が疑われる場合は、調査を行い、対象外とする場合がありますので、留意してください。

【対象外となる場合】

- ① 採用日前2年以内において当該企業に常時雇用の職員として在職したことがある者を採用した場合
- ② 採用直前に在職していた会社が採用した会社と一定の資本関係又は人的関係にある場合

※資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続きが存続中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

- ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

※人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

- ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

なお、対象期間外に採用した場合や採用時は常時雇用の者ではなかった場合であっても、次の場合は、対象に含むものとして扱います。

- ① 令和6年3月に学校教育法に規定する学校又は専修学校を卒業した者を同月内に採用している場合
- ② 対象採用期間に季節雇用で採用したが、当初の雇用期間を超えて在職している場合（令和8年11月1日時点で10ヶ月以上在職している場合に限る。）

参 考

○親会社、子会社の定義

会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社をいいます。

（会社法）

第2条第3号（子会社の定義）

会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

第2条第4号（親会社の定義）

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

○役員 の定義

- ① 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ② 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）
- ③ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ④ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

※監査役、執行役員などは、役員には該当しません。

建設工事入札参加資格審査申請書【別表】

令和 年 月 日

許可番号

商号又は名称：

代表者氏名：

次のとおり申請します。

1 社会的要請への対応状況	申請	添付書類(いずれも写し)
賃金水準に関する加点		
(1)前年の一人当たり給与等支払額を超えている ※①-1、①-2、②、③、④はいずれか1つのみ申請可		
①-1 令和7年分が令和6年分と比較して一定以上増加している 【令和7年分】 支払総額 ÷ 人数 = 一人当たり支払額 A 円 ※1円未満切り上げ 【令和6年分】 支払総額 ÷ 人数 = 一人当たり支払額 B 円 ※1円未満切り上げ 【増加率】 $\frac{A - B}{B} \times 100 =$ % ※小数点第二位四捨五入	☐	・令和7年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(控え) ・令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(控え)
①-2 令和8年分が令和7年分と比較して一定以上増加している 【令和8年分】 支払総額 ÷ 人数 = 一人当たり支払額 C 円 ※1円未満切り上げ 【令和7年分】 支払総額 ÷ 人数 = 一人当たり支払額 D 円 ※1円未満切り上げ 【増加率】 $\frac{C - D}{D} \times 100 =$ % ※小数点第二位四捨五入	☐	・令和8年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(控え) ・令和7年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(控え)
② 継続雇用している正社員への支給額が前年より一定以上増加している	☐	・比較対象年(2年分) 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(控え)
③ 時間外手当や賞与等を除いた支給額が前年より一定以上増加している	☐	・(別記様式)賃金引き上げに係る実績確認書類(税理士、公認会計士又は社会保険労務士による第三者の確認を受けたもの)
④ 継続雇用している正社員の基本給の定期昇給等が前年より一定以上増加している	☐	
(2) 令和8年分が全国平均を超えている	☐	・令和8年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(控え)
【令和8年分】 支払総額 ÷ 人数 = 一人当たり支払額 E 円 ※1円未満切り上げ 一人当たり支払額 E 円 > 【全国平均】 ※令和8年4月公表予定		

2 人材の確保・育成の状況 ※令和8年11月1日より前に面談審査した場合		☐ ・対象者の雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届 ・対象者の住民票 （発行日が令和8年11月1日以降のもの）
若年者等雇用に関する加点（事後確認） ※該当する項目に入力してください。		
<u>加点対象の場合</u> 次の若年者等は、令和8年11月1日以降も継続して雇用しており、県内に在住している。 【対象者の氏名及び生年月日】 氏名 生年月日 年 月 日生 氏名 生年月日 年 月 日生		☐
<u>加点対象外となった場合</u> 申請した若年者等が令和8年10月31日以前に退職した、県外に転居したなど、加点対象外となった。 【対象外となった者の氏名】 氏名 氏名		☐

賃金引き上げに係る実績確認書類

--

(所見)

--

令和 年 月 日

(住所を記載)

(商号又は名称を記載)

(税理士又は公認会計士等を記載) 氏名

印

【該当評価ケース】

- ☐ ②継続雇用している正社員への支給額で評価する場合
- ☐ ③時間外手当や賞与等を除いて評価する場合
- ☐ ④継続雇用している正社員の基本給の定期昇給等で評価する場合

(単位：円)

		令和X年 (前年)	令和X+1年 (当該年)	該当評価 ケース
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の支払金額				—
控除可能な 給与総額	期間内の 役員 に支給した給与総額			②、③の場合入力
	期間内の 休職者 に支給した給与総額			②、③の場合入力
	期間内の 退職者 に支給した給与総額			②、③の場合入力
	期間内の 新規採用者 に支給した給与総額			②、③の場合入力
	外注や派遣社員等の一時的な雇い入れによる 労務費 の総額			②、③の場合入力
	一時金、賞与又は超過勤務手当等の総額			③の場合入力
	期間内の 正社員 に支給した基本給以外の給与総額			④の場合入力
賃上げ評価対象給与総額 (円)				
評価対象社員数 (人)				②、④の場合は同値
一人当たり平均受給額 (円/人)				
給与等受給者一人当たりの平均受給額の増加率(%)				

賃金引き上げに係る実績確認書類

私は、●●株式会社が、令和8年（令和8年1月1日から令和8年12月31日まで）において、令和7年と比較し、賃上げを実施したことを下表により確認いたしました。

(所見)

(例)

令和7年においては、災害対応に伴う臨時的な超過勤務手当の支給により給与支給総額が一時的に増大したが、超過勤務手当等を除いた給与額にて比較した結果、令和8年における実質的な賃上げが適切に実施されていることを確認いたしました。

令和●年●月●日

(住所を記載)

(商号又は名称を記載)

(税理士又は公認会計士等を記載) 氏名 ○○○○ 印

【該当評価ケース】

- ☐ ②継続雇用している正社員への支給額で評価する場合
☒ ③時間外手当や賞与等を除いて評価する場合
☐ ④継続雇用している正社員の基本給の定期昇給等で評価する場合

(単位：円)

		令和7年 (前年)	令和8年 (当該年)	該当評価 ケース
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の支払金額		214,685,000	202,131,000	—
控除可能な 給与総額	期間内の 役員 に支給した給与総額			②、④の場合入力
	期間内の 休職者 に支給した給与総額			②、④の場合入力
	期間内の 退職者 に支給した給与総額			②、④の場合入力
	期間内の 新規採用者 に支給した給与総額			②、④の場合入力
	外注や派遣社員等の一時的な雇い入れによる 労務費 の総額			②、④の場合入力
	一時金、賞与又は超過勤務手当等の総額	50,000,000	40,000,000	③の場合入力
	期間内の 正社員 に支給した基本給以外の給与総額			④の場合入力
賃上げ評価対象給与総額 (円)		164,685,000	162,131,000	
評価対象社員数 (人)		31人	30人	②、④の場合は同値
一人当たり平均受給額 (円/人)		5,312,420	5,404,367	
給与等受給者一人当たりの平均受給額の増加率(%)			1.73%	

「賃金水準に関する加点」の審査に用いる支払総額及び人数について

F E 0 1 0 4

令和 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

税務署 受付印	令和 年 月 日提出 税務署長 殿	事業種目	整理番号
提出者	住所又は所在地 (フリガナ)	調書の提出区分 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4 (フリガナ)	提出媒体
	氏名又は名称 個人番号 又は 法人番号 (フリガナ)		作成担当者
	※個人番号又は法人番号は複写されません	作成税理士 署名	税理士番号
	代表者氏名	電話 (- -)	

平成28年1月1日以後提出用
 (平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。)
 ○提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子=FD=14、MO=15、CD=17、DVD=18、書面=30、その他=99)

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)									
区分	人	月	給	金	額	源泉徴収税額	控除税額	支払金	税額
① 給与、賞与等の総額									
② ①のうち、内閣府の定める賃金の算出に用いるもの									
③ 源泉徴収票を提出するもの									
④ 災害減免法により徴収額を減額したもの									
(摘要)									

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)									
区分	人	月	給	金	額	源泉徴収税額	控除税額	支払金	税額
① 退職所得の総額									
② ①のうち、源泉徴収票を提出するもの									
③ 災害減免法により徴収額を減額したもの									
(摘要)									

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)									
区分	人	月	給	金	額	源泉徴収税額	控除税額	支払金	税額
① 原稿料、講演料等の報酬又は料金(1号該当)									
② 弁護士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)									
③ 診療報酬(3号該当)									
④ 建築費、設計料、手数料、外注料等の報酬又は料金(4号該当)									
⑤ 芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)									
⑥ ホステス等の報酬又は料金(6号該当)									
⑦ 契約金(7号該当)									
⑧ 賞金(8号該当)									
⑨ 計									
⑩ ①のうち、支払調書を提出するもの									
⑪ ⑩のうち、源泉徴収票を提出するもの									
⑫ 災害減免法により徴収額を減額したもの									
(摘要)									

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)									
区分	人	月	給	金	額	源泉徴収税額	控除税額	支払金	税額
① 使用料等の総額									
② ①のうち、支払調書を提出するもの									
(摘要)									

5 不動産等の譲受の対価の支払調書合計表 (376)									
区分	人	月	給	金	額	源泉徴収税額	控除税額	支払金	税額
① 譲受の対価の総額									
② ①のうち、支払調書を提出するもの									
(摘要)									

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)									
区分	人	月	給	金	額	源泉徴収税額	控除税額	支払金	税額
① あっせん手数料の総額									
② ①のうち、支払調書を提出するもの									
(摘要)									

令和 9・10 年度適用建設工事入札参加資格審査における 発注者別評価事項「地域貢献活動の実施状況」の考え方

秋田県建設部建設政策課

このことについては、下記の考え方に基づき評価を行いますのでご留意願います。
具体例を別途例示していますので、参考にしてください。

1 評価の対象となる活動の区分

評価の対象となる地域貢献活動は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、秋田県内において行われた自主的な活動のうち、次のいずれかに該当するものとします。なお、それぞれの項目ごとに評価し加点しますが、同じ項目について複数回実施しても点数は同じです。（1 項目 3 点で上限 9 点）

また、同種の活動について、(1)～(3)の複数項目に該当するものとしてそれぞれ申請することとはできません。

(1) 災害対応活動

暴風、豪雨、洪水、地震等の自然的事象が発生した際に行う道路や河川のパトロール、道路管理者等への被災箇所の通報、住民への注意喚起など、被害を未然に防ぐための活動のほか、被災者に対して行う住宅の応急修理などの緊急性のある活動とします。

なお、災害対応であっても緊急性が認められないもの（洪水被災家屋の泥上げ、雪解け後の破損施設修理等）については、本項目の対象としません。（(3) クリーンアップ活動等に区分されます。）

(2) 除雪活動

近隣町内会の除雪作業に対する役務や除排雪車両の提供（オペレーターを伴うものに限る）、自らで除雪作業を行うことができない近隣住民宅のボランティア除雪活動などの除雪支援活動とします。

(3) クリーンアップ活動等

交通安全運動など地域の安全・安心なまちづくりに寄与する活動や、道路や河川など公共施設の清掃、通学路の環境美化活動（クリーンアップ活動）のほか、地域住民の生活環境の向上に寄与する活動とします。

2 加点対象として認めるための条件

発注者別評価点の加点対象となる地域貢献活動は、次に掲げる条件を全て満たす場合に限るものとします。

(1) 自主的な非営利の活動であること

防災協定に基づく出動であっても、無償又は材料費のみの支給を受けて行う場合は加点対象としますが、協議等により請負契約や業務委託契約に基づく工事費用の支払いが発生した場合には加点対象にはなりません。

(2) 企業としての取組であること

被災地（秋田県内に限る）の支援活動や地元地域のクリーンアップ活動などに、従業員や会社の役員等が個人的に参加した場合は加点対象にはなりません、会社全体として取り組んでいる場合には加点対象とします。

(3) 実際の活動実績があること

会社としてその従業員が作業等の活動を行うことが必要であり、金銭や物品の寄付・提供のみで、従業員等の実際の活動を伴わないものや防災協定等を締結しているだけで活動の実績がない場合は加点対象にはなりません。

(4) 地域に貢献することを目的とすること

原則として一個人に対する活動等、対象者を限定して行う活動は加点対象にはなりません。

(5) 活動内容が客観的に確認できること

活動内容と関連のある団体からの証明書や、関係者からの感謝状（別途書面で得ることが困難な場合は、申告書への証明でも可）などにより、地域に貢献した活動であったことが客観的に確認できる場合にのみ加点対象とします。

証明者については原則として組織の長等、一定の責任を有する者に限ります。（担当者の証明不可）。

3 その他

非営利目的で自主的に行い、対象行為に該当する活動であっても、所有者の承諾を得ないで勝手に行うなど、違法又は不当な行為である場合は加点対象とはなりませんので、関係者との意思疎通を十分に図ってください。

また、当該活動に起因して関係者との間で紛争になるなど、地域に貢献した活動であると認められない事態が生じた場合は、発注者別評価点の加点をしない、又は取り消す場合がありますので注意してください。

【地域貢献活動の事例集】

災害対応活動

（認められる事例）

- ・ 暴風の翌朝、林道のパトロールを行い、異常ない旨を市役所に報告した。（市役所からの証明あり。ただし市から受注した維持管理業務でないこと）
- ・ 豪雨の際、河川のパトロールを行ったところ、水位の上昇が認められたため、近隣住民に注意喚起を行った。（地域振興局からの証明あり。ただし県から受注した維持管理業務でないこと）
- ・ 豪雨の際、河川のパトロールを行ったところ、水位の上昇が認められたため、河川管理者に通報した。（地域振興局からの証明あり。ただし県から受注した維持管理業務でないこと）
- ・ 市役所からの要請により、民家裏の法面に発生した亀裂が拡大しないようブルーシート張り作業を行った。（市役所からの証明及びブルーシートの実費支給あり）
- ・ 竜巻の発生により被災した住宅の屋根の応急修理を行った。（部材実費のみを家主に請求。ただし、家主からの証明及び写真等の会社が修理したことがわかる書面の提出を必須とする。）

（認められない事例）

- ・ 防災協定に基づき、河川管理者からの要請文書により災害時の応急対策工事を行ったが、後日、維持管理業務に振り替えした工事であった。
 - 無償又は材料費のみに該当しないため加点対象となりません。
- ・ 防災協定に基づき、地方公共団体等と防災訓練を実施している。
 - 実際に災害等が発生した際に行った活動でないため、毎年定期的に行われている防災訓練等は加点対象となりません。
- ・ 隣県の大雨洪水災害発生時に、ダンプと重機を搬入し堤防の復旧活動を行った。
 - 秋田県内における活動でないため加点対象となりません。
- ・ 大雨による冠水に備え、用水路内の支障木を除去した。
 - 実際に発生した災害等に行った活動について対象としており、災害予防活動は加点対象となりません。なお、クリーンアップ活動等としては加点対象となります。
- ・ 雪解けにより破損した幼稚園のフェンス修理を無償で行った。
 - 緊急的に対応する活動ではないため、雪解けによる破損等は災害対応活動と認められません。なお、クリーンアップ活動等としては加点対象となります。
- ・ 平常のパトロールの際に路面陥没箇所を発見し、市役所に連絡した後、掘削・埋め戻し作業を行った。（市役所からの証明あり）
 - 暴風、豪雨、洪水、地震等の自然的事象との因果関係が不明なことから加点対象となりません。なお、路面陥没に関する対応は本来道路管理者が行う業務であり、修繕の契約が行われるケースと推定されます。

除雪活動

（認められる事例）

- ・ 豪雪の際、自ら除雪作業を行うことが困難な独居老人がいるとの相談を受け、屋根の雪下ろしや生活道路確保のための除雪をボランティアで行った。（社会福祉協議会からの証明あり）

- 証明者が社会福祉協議会や自治会長等のものに限り加点対象とします。対象者個人からの証明については、地域に貢献した活動であったことが客観的に確認できないため加点対象となりません。
- ・地域の寺院の駐車場の除排雪作業を行った。(自治会長からの証明あり)
 - 寺院が地域住民が集う場所である等、地元地域のために行う活動であることが自治会長等の証明で確認できる場合に限り加点対象とします。(護持会長等の証明は一寺院に対する奉仕との違いが判断出来ないため加点対象となりません。)
- ・地域の公民館の雪下ろしを無償で行った。(ただし、市町村が直接管理するものを除く。)

(認められない事例)

- ・道路管理者から除雪の業務委託をされている区域の除雪状況に苦情があったため、当該悪状況を改善するための作業を行った。
 - 自主的な活動ではなく、委託されている業務の範囲内又は付随して行うべき作業であると認められるため、加点対象となりません。
- ・市役所車庫の雪下ろしを無償で行った。
 - 上記の公民館の場合と異なり、本来は公共施設管理者が行う業務であり、地域住民への貢献を目的とする活動とは言い難いため、加点対象となりません。

クリーンアップ活動等

(認められる事例)

- ・通学路となっている河川堤防の草刈りと清掃を、河川管理者の承諾のうえで自主的に行った。
- ・近隣の道路に設置しているカーブミラーの清掃やガードレールの美化を行った。
- ・自治会主催でお祭りを開催するにあたり、会場の草刈りや整地、駐車場の誘導などを行いお祭りの円滑な運営に会社として協力した。
 - ただし、単にお祭りやイベントそのものに参加しただけの場合は加点対象となりません。
- ・地域住民のために街灯を設置した。
 - ただし、設置にあたって従業員等による設置作業が行われたものに限ります。(資材の提供のみの場合は寄付行為であるため加点対象となりません。)

(認められない事例)

- ・工事現場出入口前の道路が、工事車両の通行により汚れたため、路面清掃を行った。
 - 共通仕様書で定められている現場周辺的美装化(イメージアップ)の範囲内であるため、加点対象となりません。
- ・スキーの指導資格を有する従業員が、地元小学校のスキー教室で指導を行った。
 - 従業員や役員が個人的に行った活動は加点対象とはなりません。
- ・イベントを企画した。
 - イベントの企画のみの場合は、会社としてその従業員が作業等の活動を行うことを通じて、地域住民の生活に貢献しているとはいえないため加点対象となりません。
ただし、イベントの企画のみではなく、運営にあたって会社としてその従業員が作業等の活動を行った場合は加点対象となります。(政治的・思想的なイベントは除く。)

・スポーツ大会を主催した。

→ 単なるスポンサーは加点対象となりません。ただし、スポーツ大会の運営に会社として携わる等、活動が伴うものに限り加点対象とします。

また、取引業者や同業者の親睦を深めるために開催するスポーツ大会は加点対象になりませんが、地域住民が対象であるなど、地域住民の生活に貢献している場合は加点対象となります。

(なお、本事例が加点対象となるためには、新聞記事等の客観的に活動が確認できる書類の添付が必要です。)

ここに掲げたものは一例であり、例示した活動に限定されるものではありません。

入札参加資格審査において解体工事を申請する際の留意事項について

1 申請するための要件について

土木一式工事、建築一式工事又は解体工事の総合評定値の請求をしていること。

...上記の3工種のうち、いずれか1工種の総合評定値の請求をしていれば、解体工事を申請することができます。

年間平均完成工事高が1,000万円以上であること。

...解体工事の年間平均完成工事高は、解体工事（建設業法）の完成工事高に、土木一式工事又は建築一式工事に整理される工作物を解体した工事に係る完成工事高を加えて算出します。ただし、総合評定値の請求を行っている工種のみが対象です。

（例1） 総合評定値の請求を行っている工種が建築一式工事のみでも解体工事を申請することはできますが、年間平均完成工事高を算出するために用いることができる工種は建築一式工事だけとなります（土木一式工事及び解体工事（建設業法）の完成工事高は加算不可。）。

2 「技術職員名簿」について

有資格区分コード

113、214等の解体工事に対応できる資格のうち、次の（ ）～（ ）のいずれかに該当し、解体工事の技術者と認められる者については、「解体講習等」の欄に○を記入してください。○のある者について、解体工事の技術者として認められる者であるか審査します。

- （ ）平成28年度以降に実施された試験の合格者
- （ ）登録解体工事講習の修了者
- （ ）資格取得後、解体工事に関し1年以上の実務経験がある者

提示書類

解体工事施工技士を除き、解体工事の技術者として申請する場合（「解体講習等」の欄に○を記入する技術者）は、次の書類のいずれかを提示してください。

ただし、前回の入札参加資格審査（定期年）において解体工事の技術者として申請した者に関しては、書類の提示を省略することができます。

当該技術職員が平成28年度以降に実施された技術検定の合格者であるとき
→ 合格証明書

当該技術職員が平成27年度以前に実施された技術検定の合格者であるとき
→ 登録解体工事講習の修了証（写し）又は実務経験証明書

（例2） 建築一式工事と解体工事を申請する場合において、2級建築施工管理技士（建築）の資格を保有する技術職員を建築一式工事と解体工事に係る有資格技術者の保有基準の対象とする。

→ 書類を提示してください。申請書の有資格技術職員数欄のコード10の「人数」と「うち解体」の双方に計上してください。

なお、次のように解体工事の技術者として申請しない場合、提示書類は不要です。

- (例3) 建築一式工事と解体工事を申請する場合において、2級建築施工管理技士(建築)の資格を保有する技術職員を建築一式工事に係る有資格技術者の保有基準のみの対象とする。
→提示書類は不要です。技術職員名簿の「解体講習等」の欄は空欄とし、申請書のコード10の「人数」の欄にのみ計上し、「うち解体」には計上しないでください。

3 建設工事入札参加資格申請書の「有資格技術者数」欄の記載について

解体の有資格技術者の保有基準とされている資格について、次のとおり人数を計上してください。

解体工事施工技士を除く資格(113、120等)について

該当する資格の保有者のうち、「解体講習等」欄に○が記載されている人数を「うち解体」欄に計上します。ただし、複数の工種を申請する場合で、一人の技術者が土木施工管理技士と建築施工管理技士を共に保有する場合は、次の例を参考に計上してください。

- (例4) 一般土木・建築一式・解体を申請する場合で、一人の技術者が113と120を保有し、登録解体工事講習の修了者である場合
→113の「うち解体」欄のみに人数計上してください。113と120の双方の「うち解体」欄に計上すると、解体工事の技術者として認められる者が2名分計上されてしまうためです。

- (例5) 一般土木・建築一式・解体を申請する場合で、一人の技術者が214と120を保有し、登録解体工事講習の修了者である場合
→120の「うち解体」欄のみに人数計上してください。土木施工管理技士と建築施工管理技士の等級が同じ場合、(例4)のとおり、土木施工管理技士の「うち解体」欄のみに計上しますが、この例では、土木が2級、建築が1級の資格なので、等級が上位である建築の「うち解体」欄に計上してください。

解体工事施工技士(060)について

以下の例を参考に、「重複しない技術職員(コード27)」又は「重複する技術職員(コード28)」のいずれかに計上してください。

- (例6) 上記(例4)の技術者が「解体工事施工技士」である場合
→113の「うち解体」欄と「解体工事施工技士」の「重複する技術職員」の双方に計上してください。

- (例7) 一般土木・建築一式・解体を申請する場合で、一人の技術者が113と120、060を保有しているが、「解体講習等」欄に○の記載がない者である場合
→113、120のいずれの「うち解体」欄にも計上しないでください。「解体工事施工技士」欄については、「重複しない技術職員」に計上してください。
113、120等の資格を保有していても、2()~()に該当しない場合、入札参加資格審査では、解体工事に対応する資格としてみなされません。解体工事施工技士のみが解体工事の技術者資格と認められることから、「重複しない技術職員」として計上することとなります。